## 6-8 法律及び府条例に基づくばい煙発生施設等の届出の状況

## (1) 大気汚染防止法

(平成30年度)

												00 T 12
区分 届出種類	ばい煙		揮発性 有機化合物		一般粉じん		特定粉じん		水銀及び その化合物		合	計
設 置	135	(110)	3	(3)	7	(6)	0	(0)	0	(0)	145	(119)
使 用	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	102	(78)	102	(78)
構造等変更	27	(19)	0	(0)	6	(6)	0	(0)	0	(0)	47	(39)
氏名等変更			ı								256	(232)
使用廃止	184	(157)	1	(1)	3	(3)	0	(0)	0	(0)	187	(160)
承 継	39	(36)	1	(1)	2	(2)	0	(0)	0	(0)	41	(38)
排出等作業			ı				982	(858)			982	(858)
合 計	385	(322)	5	(5)	18	(17)	982	(858)	102	(78)	1737	(1515)

(注)() )内は大気汚染防止法施行令13条で定められた市・権限移譲市町村(以下政令市等\*)における件数で内数である。

## (2) ダイオキシン類対策特別措置法

平成30年度

	(平成30年度)					
区分	大気基準					
届出種類	適用施設					
設 置	0 (0)					
使 用	0 (0)					
構造等変更	1 (1)					
氏名等変更	10 (9)					
使用廃止	5 (3)					
承 継	0 (0)					
合 計	16 (13)					

(注) ( )内は政令市等\*における件数で内数である。

## (3) 府生活環境の保全等に関する条例

(平成30年度)

区分	ば い 煙				揮発性有機化合物				一般粉じん		特定粉じん		合	計
届出種類	ばいじん		有害物質		届出施設(件数)		届出工場等		別又がしん		付足がしん		П	п
設 置	7	(6)	24	(17)	28	(23)	0	(1)	89	(71)	16	(16)	153	(122)
使 用	1	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	2	(2)	0	(0)	4	(3)
構造等変更	3	(3)	12	(11)	9	(8)	3	(3)	14	(12)	0	(0)	38	(34)
氏名等変更	-		1		-		1		-		-		199	(170)
使用廃止	19	(18)	43	(36)	52	(45)	0	(0)	70	(61)	9	(8)	154	(133)
承 継	1	(1)	1	(0)	13	(11)	0	(0)	11	(9)	0	(0)	23	(19)
排出等作業	-		-		-		-		-		121	(99)	121	(99)
合 計	31	(28)	81	(65)	102	(87)	3	(3)	186	(155)	146	(123)	692	(580)

(注) 1 () 内は政令市等\*における件数で内数である。

2 複数の区分に係る届出があるので、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しない。

\*集計基準時における政令市等は以下のとおりである。

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、八尾市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、河内長野市、箕面市、東大阪市、岸和田市、貝塚市、松原市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法に係る政令市等には守口市、和泉市及び門真市も含む。